

地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書概要

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へとステージが変わることが期待されていることから、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証等、今後の地方公会計の活用のあり方について検討を行った。

1 活用事例について

- ・ 3団体(愛媛県伊予郡砥部町、京都府相楽郡精華町及び熊本県宇城市)から収集した先進事例について周知する。

2 Q&Aの追加について

- ・ 地方公共団体において汎用性の高い有用なQ&AについてマニュアルのQ&A集に追加する(31項目)。

3(1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

- ・ 耐用年数省令による耐用年数を用いて算出される資産の減価償却累計額の割合を示す指標は、地方公共団体の資産の現状を比較可能な形で「見える化」することができる点に意義があり、今後、「有形固定資産減価償却率」として活用していくことが適当である。
- ・ 各地方公共団体は、「有形固定資産減価償却率」に加え、それぞれの判断により、資産を実際に使用できると考えている年数である「使用可能年数」の設定や各種の老朽化対策の取組の公表を行い、資産の実態を説明していくことが重要である。
- ・ 資産の保有量や「有形固定資産減価償却率」などのストック情報については、地方公共団体が住民にサービスを提供する観点から維持していかなければならない公共施設等の類型ごとに把握し、団体間比較を行っていくことが重要である。

3(2) 財政分析手法の今後の検討課題について

- ・ 類型設定の基準等について、現行の類似団体設定の基準である「人口及び産業構造」を、より有効に機能させるため、産業構造の変化を反映させ、以下のとおりとすることが適切である。
 - ・ 都市においては、第2次・第3次産業人口比率の区分を95%から90%に引き下げる。
 - ・ 町村においては、第3次産業人口比率の区分を55%から60%に引き上げる。